て計算すること。

- 二 前号の部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を次の表に掲げる組合せによる各力の合計によっに掲げる組合わせによる各力の合計をいう。)によって当該部分に生ずる力を計算すること。 選築物の構造耐力上主要な部分への取作け部分は「存重及ひ外力によって当該部分に生する力(次の表
- 建築物の構造耐力上主要な部分への取付け部分は、荷重及び外力によって当該部分に生ずる力(次の表一屋上水槽等、支持構造部、屋上水槽等の支持構造部への取付け部分及び屋上水槽等又は支持構造部の
- の各号に定めるところによらなければならない。れらに類するもの(以下「屋上水槽等」という。)の構造耐力上安全であることを確かめる構造計算は、次第一 法第二十条第二号イ又は口に規定する建築物に設ける屋上から突出する水槽、冷却塔、煙突その他こ
- 屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものの構造計算を定める件

建設大臣 中山 正暉

平成 年 月 日

建設省告示第 号

の構造耐力上安全であることを確かめる構造計算を次のように定める。第二十条第二号イ又は口に規定する建築物に設ける屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するもの建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十九条の二の四第二項の規定に基づき、法

この場合において、風圧力は、次のイによる速度圧に次の口に定める風力係数を乗じて計算し

- w 風圧力によって生ずる力
- S 今第八十六条に規定する積雪荷重によって生ずる力
- P 屋上水槽等の積載荷重によって生ずる力
- り<br />
  屋上水槽等及び支持構造部の固定荷重によって生ずる力

ん断応力等の各をいう。)を表すものとする。

この表において、G、P、S、W及びkは、それぞれ次の応力(軸方向応力、曲げモーメント、せ

九の種類	する状態について想定荷重及び外力	一般の場合	ける場合政庁が指定する多雪区域におだし書の規定によって特定行という。) 第八十六条第二頃た建築基準法施行令(以下「今」	<b>華</b>
長期に	光 培	G + P	G + P + S	
生じる力	積雪時		G + P + 0.7 S	
生じる力図期に	積雪時	G + P + S	G + P + S	
	中国祖	G + P + W	G + P + W	重から除くものとする。 ては、これの重量を積載荷貯蔵する屋上水槽等にあつ水又はこれに類するものを
			G + P + 0.35 S + W	
	地震時	G + P + K	G + P + 0.35 S + K	

- > 屋上水槽等及び支持構造部の固定荷重と屋上水槽等の積載荷重との和(今第八十六
- た数値とする。)
- と、水平震度へ令第八十八条第一頃に規定するとの数値に一・○以上の数値を乗じて得
- この式において、P、V及びwは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P = k w

B 地震力(単位 ニュートン)

**該数値の二分の一を超えない数値を減じた数値とすることができる。** 

この場合において、地震力は、特別な調査又は研究の結果に基づき定める場合のほか、次の式 によつて計算した数値とするものとする。ただし、屋上水槽等又は屋上水槽等の部分の転倒、移 動等による危害を防止するための有効な措置が講じられている場合にあつては、当該数値から当

と 地震力によって生ずる力

ロ 風力係数は、今第八十七条第四頃の規定に準じて定めること。

**イ 速度圧は、今第八十七条第二頃の規定に準じて定めること。** 

することができる。

た数値とするものとする。ただし、室上水槽等又は支持構造部の全面にルーパー等の有効なしや へい物がある場合においては、当該数値から当該数値の四分の一を超えない数値を減じた数値と

昭和五十六年六月一日建設省告示第千百一号は、廃止する。

温宝

ら伝達される応力に対して十分な耐力を有すること。

第二 屋上水槽等又は支持構造部が緊結される建築物の構造上主要な部分は、屋上水槽等又は支持構造部か

ないことを確かめること。

に応じ今第三章第八節に基づき定める長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超え三 第一号の部分ごとに、前号の規定によつて計算した長期及び短期の各応力度が、それぞれ材料の種類

雪荷重を加えるものとする。) (単位 ニュートン)条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積